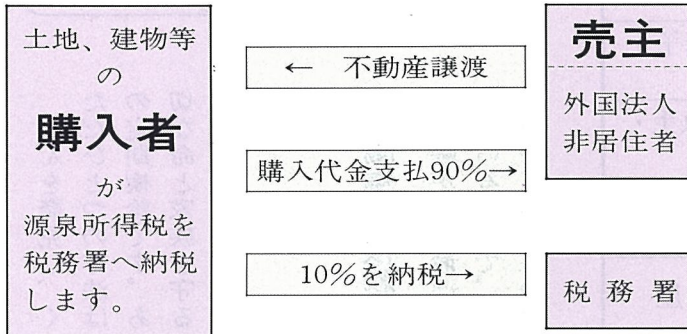


〈源泉所得税改正〉

平成2年4月1日以降に非居住者又は外国法人から国内にある土地等を譲り受けた方は、原則としてその譲受対価を支払う時に10%の税率による所得税の源泉徴収を行わなければならないことになりました。



◎納税する必要がない場合があります。
下記の3条件を満たしている場合は、納税する必要がありません。

1. 購入者が個人
2. 1億円以下の購入代金
3. 自己又は親族の居住の用に供するために購入

- ☆ 購入代金の10%を税務署へ納税することになる購入者には、サラリーマン、主婦も含まれます。
- ☆ 非居住者には海外で継続して1年以上居住する予定で出国した日本人が含まれます。

税のプロムナード



たしかな存在感

子供や部下にヤル気を起こさせるための条件が、いくつかあります。
そのなかに、その行為自体が何らかの価値をもっていること、つまり価値ある行為をしているのだという手ごたえを感じさせることです。
また、行為の結果がフイー

ドバックされて、自分の行為を実感として感じとることができるといっても重要な要因といわれています。
税金も目に見えないようですがよく見てみると、さまざまな形となって私たちの周りに存在します。社会を動かすのは、国という漠然としたものではなく、私たち一人ひとりなのです。

国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合は事前に届出が必要です

届出の必要な土地

- ①監視区域（白浜地区）
1,000㎡以上



- ②その他の区域（日吉、南条、東陽地区）
10,000㎡以上



- 売買
- 交換
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 共有持分の譲渡
- 地上権、賃借権の設定、譲渡
- 予約完結権、買戻権等の譲渡

※これらの取引の予約である場合も、事前に届出が必要です。

国土利用計画法についての
相談・問合せ

地域開発推進室

☎84 1211 内線232

届出は契約の6週間前までにしましょう。

7月2日(月)は、町県民税1期分の納期です。